

市民と国家の媒介

——「国民」形成の一側面——

小川清次

はじめに

本論考の目的は、ヘーゲル「法哲学」に於て市民(Bürger)が公民(citizen)へと形成される過程を明らかにすることである。ヘーゲル国家論は理念の分裂態が統一されたものとして論じられているが、その中で捉えられている諸個人は、その特殊な生を送ると共に、普遍的なものに捧げられた生をも送るものであるとされる。斯かる生を送り得る諸個人が、ヘーゲルに於ては公民と規定される。そこで、ヘーゲルは公民としての諸個人を国家と如何なる

仕方で結び付けているのか、ということが以下の考察の中心課題となる。

考察の対象は、ヘーゲル「法哲学」の「ポリツァイトとコルポラツィオン」論、そして、「執行権」論であり、就中、市民社会に於る「自治行政」と国家によるそれへの「統治」——市民と国家との媒介——である。ヘーゲル国家論をこの媒介過程に焦点を当てて考察する為には、何よりも先ず代議制が、従って、立法権が取り扱われねばならないであろう。また、「自治行政」を論ずるに際しては、中央行政乃至は官僚制をも視野に入れる必要がある。さらに、特殊と普遍との媒介という面からすれば、意志論を主題と

した論考も為されるべきである。論者が其等に焦点を当てずに執行権を対象として選び、かつまた、意志論を主題としていないのは、この考察が、十九世紀初頭の政治史的状況の中で、特に「国民」の形成を目的にして為されたシュタインの改革の、所謂都市自治法を念頭に置いて為され、この都市自治法を通してヘーゲルに於る市民と国家との媒介を理解しようと試みているからである。

ヘーゲルの議論に踏み込む前に、十九世紀初頭の「ドイツ」に顕在化した国家と諸個人との乖離状態を概観する。そうすることによって、国家の中に位置付けられる公民の問題が、単にヘーゲルに見出せる問題であるのみならず、当時の「ドイツ」に共通した問題であり、そして、所謂三月前期(Vormärz)と云う政治情況にまで視野を広げながら、民族・国民(Volk・Nation)の問題にも関わる事柄であることが明らかになるのである。この後者もまた、ヘーゲル国家論およびヘーゲル哲学全体を考察するに際しては大きな問題となることは言うまでもなからう。ただし、この問題そのものは本論考の範囲外に属する。

一 「ドイツ的自由」と「統一」国家の建設

ヘーゲルは所謂「ドイツ憲法論」の中で、往時の「ドイツ人」が「ドイツ的自由」を謳歌して国家権力の許へ従うことはせず、彼等には、自分達が何れかの国家に帰属した国民であつてその国家権力の許に服属しているのだという意識が無かつた、ということ述べている。「ドイツ的自由」とは、「ドイツ国民の神聖ローマ帝国」を構成し、帝国議会に出席する権利を有する帝国等族(Reichsstände)が、皇帝に対して特権や権利(其々の領邦を支配する権利)を有し、帝国に対して独立性を確保している状態を云う。この思想は一八〇六年に同帝国が消滅するまで維持され続け、また、一般的感情にも浸透しており、十八世紀に至つても、「ドイツ」の地の住民にとつて祖国(Vaterland)とは各自の属する領邦(Land)を意味するに過ぎず、自分の住む地域以外の他の地域は外国(Ausland)と見做されて、「ドイツ」全土を対象としてこれを愛する、所謂愛國心というものは殆ど知られていなかったと云われる。

十九世紀初頭の「ドイツ」ではフランスによる占領や直接・間接の支配をきつかけとして、曾て三百有余存在した帝国等族の内、小規模の貴族・騎士・都市領や教会領が陪臣化(Metrisierung)や世俗化(Säkularisation)によって中小諸国家に併合され、ドイツ連邦(Deutscher Bund)が形づくられ、また神聖ローマ帝国も消滅した。ドイツ連邦は、三十五の領邦国家と四つの自由都市とによって構成されていたが、其等の何れの国家も、自国領として新たに編入された諸地域を纏めて、「一つの国家を建設するという課題」⁽³⁾を背負うことになる。そして、フランスによる支配下にあった「ドイツ」人の意識も政治化して行くのである。「ドイツ的自由」に由来する国家と諸個人との乖離状態が、フランスとの戦争に敗れた一因であることを認識し、国民の精神的力を覚醒して、全体の為に奉仕する意識を呼び覚ます、という目的を持って行なわれたのが、一八〇七年に始まるプロイセンの改革(シュタイン・ハルデンベルクの改革)⁽⁴⁾である。ドイツの他の諸国が、その統一を図る為に、全てを上から命令するフランス式の中央集権制を導入していたのとは対照的に、この改革では自治制が導入さ

れた。この改革には、国家官庁組織の改革、国家の中での個人の諸力の解放、そして、国家と個人の結合、という三つの課題が負わされていたが、シュタインが一八〇八年に実現した都市自治法(「プロイセン王国市制」)は、その第三の課題に應えるべく、各都市に自治制を導入した。都市自治法の前文には、自治制によって都市市民に政治参加の道を開き、且つ、市民に「公共心(Gemeinsinn)」を養う為に、この市制が「共同組織の行政(Verwaltung der Gemeinwesen)へ有効に参加させること、そして、行政に参加することにより」、市民階層に「公共心を喚起し、且つ維持する」という目的を持つものである旨が述べられているのである。⁽⁵⁾

「ドイツ」諸国家が改革の時代に入っていたこの時期、ヘーゲルは一八一七年に、故国ヴュルテンベルクで開催されていた憲法制定会議議事録を分析・批評した論文の中で、代議制(representative Verfassung)を備えた憲法(Verfassung)の制定を、「我々が、我々の時代に於てその成立するのを観た、・・・ドイツ君主制を完成せんとする事業」⁽⁶⁾であると述べている。ヘーゲルは、同年の冬学期に

(ハイデルベルク大学に於て)「自然法と国家学」と題した講義を始め、(ベルリン大学に移った)翌年と翌々年にも同じ題目の講義を行なった後、一八二〇年暮れには「法の哲学」を出版している。即ち、ヘーゲルは、彼にとつての現代に於て正に立憲君主制諸国家が建設されようとしている時期に、これら講義や著作の中で、自らの概念把握した国家の理念を立憲君主制国家論として展開しており、しかも、その国家論を大学の聴講者に講義するのみならず、出版を通じて公表してもいるのである。これら「法哲学」の中で、ヘーゲルは国家と、これを構成しその活動を支える諸個人との関わり方を如何なるものとして捉え、それを一伝統的な「ドイツ的自由」の深く浸透している「ドイツ人」に向けて一伝えようとしているのであろうか？

二 「市民」と「公民」——市民の「陶冶」——

諸個人と国家との乖離状態は、ヘーゲルに於て、その「市民」の規定そのものに、そしてまた、「市民」と「公民」

との対置に、端的に表れている。ヘーゲルは、市民を「自分自身の利益を目的とする私的人格」⁽¹⁾と規定する。市民とは、所有の権利能力(Betriebskraft)を遂行して所有権を実現する者としての人格であり、所有物を獲得して自分の特殊な利己的目的を実現することに専ら関心を抱く者を云うが、かかる市民は普遍的なもの、つまり、経済法則や法律等を自分達の目的を実現する為の手段と見做す。ヘーゲルは、この市民に、普遍を目的として活動する公民を対置する。ヘーゲルによると、公民は「公的生(das öffentliche Leben)」を生きるものであって、この生にあつては、「普遍者の内に於る、普遍者の為の生が目的であり、・・・個人は普遍的生の為に公的人格の有り様で存在する」⁽²⁾。ヘーゲルが、普遍的な「公的生」ということで、「国家」的生を念頭に置いているということは、市民と公民との対置が端的に次のように表現されていることから、明らかとなる。即ち、市民とは「その欲求の満足を顧慮した、或る共同体(Gemeinde)内での個人の関係であり、如何なる政治的關係(politische Beziehung)をも有さない。公民にして初めてこの関係を有する」⁽³⁾。

ヘーゲルに於てこの様に對置される市民と公民との差異とは、差し当り、前者が自己自身の欲求充足にのみ関心を持ち、それを満足する為の經濟的活動に動しむ個人であり、これに對して後者は、欲求充足の為の活動を行なひつゝ、それとは別に、普遍的國家的な事柄にも関心を持つており、これを自らの問題としてその實現に参与する個人である、と言い得る。^(三)

特殊性たる市民と普遍性との連関で、先ず想起されるのは、市民社会に於る陶冶(Bildung)である。市民は一方で、所有の權利能力の遂行主体であると同時に、他方では、道德的主体でもある。ヘーゲルの議論に沿つて市民が普遍性を獲得する過程を概観すると、市民は人格性としての自己を思惟の対象とする仕方で自己自身と關係し、自己を規定する。そしてまた、この主体は、自分自身の内に見出せる内容を自らにとつて普遍妥当的であると承認する、という主体的權利(「自己意識の權利」)を有し、この權利の實現を目的として行爲する。斯かる主体としての市民は、自分自身の目的の實現は自分と同様に主体である他者との關係の中でのみ可能であるのだ、ということを自らの

活動を通して自覚し、その關係の中で見出す普遍性―「善」―と、自己自身の特殊な内容を統一せしめようとする。

ヘーゲルによると、市民社会の中で陶冶が為されるのは、先ず、市民の特殊的個別的な生計や福祉が各自の權利と見做され、其が維持され且つ實現されていることによる。つまり、市民は、ポリツァイ及びコルポラツィオンの活動を通じて、自分達が普遍的權利を齊しく有する「普遍的な人格」^(四)であることを自覚する。然し、道德的主体としての市民に於て為される普遍性の自覚には、ポリツァイを通しての其と、コルポラツィオンを通しての其との兩者に於て差異が觀られると云い得る。即ち、市民は、一方で、普遍的な「欲求の体系」に媒介された市民同士の關係の中で、自己の權利を實現すると共に、他方では、心性(Gesinnung)を同じくする者同士で構成されるコルポラツィオン(職業団体―後述)の成員として共働的活動を行なうことを通じて、それを實現していることを相互に承認し合う(「身分の誇り」の獲得―後述)。即ちこの時、成員は相互に、単にそれぞれの所有權を實現していることを

承認し合うのみならず、成員である限りそれぞれに共に要求される普遍的な有り方、即ち、普遍的な善をコルポラツイオンの中で見出し、それを實現する主体的な人格である、ということをも承認し合う。此処では、コルポラツイオンと云う限られた領域に於てではあるが、市民に於る特殊性と普遍性との内面的統一が成立しているのである。それは、(限られた領域における)自由の實現であると云つても良からう。

これに対して、ヘーゲルに於てポリツァイとは、普遍者としての(政治的)国家が「威力(Macht)」として市民社会に現れる行政活動を云うのであるが、それは、市民社会の中に存在し、且つ、司法活動によつては普遍性に高められることの無い偶然性に対する配慮を行なうものである。そして、ヘーゲルによれば、ポリツァイは諸個人の福祉と市民社会の秩序維持とを目的とした活動を「外面的」に行なう。それ故、市民とポリツァイとの關係に於ては、コルポラツイオンに於るのとは異なり、市民の主体性の承認が成立してないのである。その理由は、市民がポリツァイにとつては専ら保護・保障・監督・配慮等々の対象に留

まっているからである、と云つて良からう。ヘーゲルは講義の中でポリツァイを論ずる冒頭に於て、次のように述べているのである。即ち、「しばしばポリツァイには好意が持たれない。何故ならポリツァイは様々な制限を行ない、細部に渉る監督を執り行なうからである。」

三 ヘーゲルの「自治行政」論(概観)

ヘーゲルが自治行政(Selbsterwaltung)を導入するのは、コルポラツイオンに於ては成り立つ、特殊性と普遍性との内面的な結び付きを、ポリツァイ(つまり、国家行政)に於ても成り立たしめる為である、と考えられる。ヘーゲルは、(政治的)国家の執行権を論ずる際には、ポリツァイの活動を市民社会の「自治行政」と捉え直している。そして、これに就いて次のように説明しているのである。即ち、「この自治行政の中には、諸個人にとつては、彼らの身近な利害が普遍的要件になるといふ人倫的側面が有り、この普遍的要件に於て、諸個人は自分達の領域の絶対的存

立を成すところの国家全体の反映や、自分達の絆や、国家の爲の活動、そして利害を有する」。

この引用に於て考察すべきは、「自治行政」の内実、其処で見出される「人倫的側面」であり、またこれと連関して、諸個人と国家との結び付きである。

先ず自治行政を行なう機関乃至団体を観ると、ヘーゲルの挙げるそれは、コルポラツィオンである。コルポラツィオンは、邦訳される場合、通常、職業団体とか組合などと訳される。しかし、ヘーゲルはコルポラツィオンをツunftや商工業団体をのみ指示するものとして用いてはいない。斯かる意味で用いられるのは市民社会論の中で、或いは、市民社会との連関に於て用いられている場合だけである、と言える。ヘーゲルは、官吏(Beamte)もまた、コルポラツィオンを形成し得ることさえ述べている⁽¹⁰⁾。ヘーゲルに於て、コルポラツィオンは、広義には、組織化された成員が特定の目的の為に協力して活動する組織集団、という意味で用いられる、と云い得る。

ヘーゲルによると、自治団体(Gemeinde)やその他の商工業団体、諸身分団体、ツunft、行政区(Provinz, Di-

strik)、都市といった、各種団体によって、市民社会の諸要件や利害は「法的に……行政処理される(rechtlich……verwaltet [werden])」⁽¹¹⁾と云われる。このことから自治行政に就いて先ず理解されるのは、それが国家の行政活動(ポリツアイ)への市民の参加として、而も、コルポラツィオンやゲマインデ、(自治)都市といった様々な団体を通じての行政参加である、ということである。

次に、「人倫的側面」であるが、ヘーゲルによると、特殊な要件がこれらの団体によって執り行われることにより、「団体精神(Korporationseis)」が形成され、市民社会の「特殊を普遍の中へ根付かせること」⁽¹²⁾が為される。ヘーゲルの云う「団体精神」とは、コルポラツィオンに所属する市民が、自分達の活動の社会的に承認されていることを主観的に確信する意識(身分の誇り)に由来するものを云う。ヘーゲルに於て、この団体精神が、自治行政を通じて、如何なる仕方で国家という普遍的なものと結びつくのか、そして、「人倫的側面」との関係で其は如何なるものとして理解されるのか、ということが問題となるのであるが、それを考察する前に、行政活動へ市民が参加する自

治制を導入することによって国民意識の覚醒を図り、諸人と国家とを結び付けようとしたシュタイン都市自治法（プロイセン王国市制）とヘーゲル自治論との検討を行なう。このことよって、ヘーゲルが自治活動を論ずるに際してコルポラツイオンに付与した意義が具体的に明らかになり、「人倫的側面」を説明する手掛かりが得られると考えられるからである。

四 シュタイン都市自治法とヘーゲルの自治論

シュタイン都市自治法に於て都市行政制度は概略以下のように規定されている^(一五)。即ち、都市行政機関として、市参事会(Magistrat)、市議会(Stadlverordnetenversammlung)、行政局(Deputation, Kommission)などが置かれる。市参事会は合議制形式で組織される執行機関であり(\$174)、市長(Oberbürgermeister)と参事会員(Magistratperson)とによつて構成される。参事会員は市議会によつて選出され(\$152)、市長は市議会が提示する候

補者の中から政府によつて選出される。市議会は都市の各区(Bezirk)毎に市民により選挙された議員で構成される。この市議会は参事会に優越してこれをコントロールすると共に、都市財政その他の重要事項の決定を国家の関与無しに行なう(\$183, 184, 189)。行政局は、教会・学校・救貧・防火・保健・建設といった実質的事務を担当し、その局長は市参事会員、議員、市議会の選出した市民で構成される(\$179)。

行政への市民の参加は、市議会議員の選挙権及び被選挙権を得ていること(但し、財産による制限や資格の点で、市民権を与えられる「市民」の規定は中世以来の伝統の影響下にあると云える)と、行政事務への共働の権利の認められていること(基本的に無報酬)とである。

先ず指摘し得るのは、市民の選んだ代表者によつて行政が執り行なわれる点で、ヘーゲル「自治行政」論がシュタイン都市自治法の規定に沿っていることである。即ち、ヘーゲルに於て自治組織体は、「自治団体(Gemeinde)」、行政区(Distrikt)、州(Provinz)、職業仲間(Gewerbe)、諸身分(団体)(Stände)が「其自身の中で構成されており、そ

して、固有の長(Ordnung), 代表者(Vorsteher)、行政管理者(Verwalter)達の間で審議し、決定する役所を有する」ものとして提示されている。^(二六) 其等の担当者は「市民グループ(Bürgerschaften)乃至は同輩(Sandessgenossen)による選挙」によって選ばれる。^(二七) ただし、ヘーゲルに於て、選出された者達が自治行政活動の中心としての議會を構成するかどうか、明確ではない。次いで、シュタインは自治行政として都市の其のみならず、郡、州といった段階に於る其をも構想していたが(但し彼自身の実施し得たのは都市自治のみ)、ヘーゲルも自治団体として行政区や州を挙げていることから、同様な段階的自治を考えていたと云える。

然しながら同時に、兩者の間には相違点も指摘し得るのであって、即ち、シュタイン都市自治法の場合、市民と都市行政とは(選挙を介して)一挙に結びついている。そして、ツンフトや商工業団体等は自治制度から排除されている。^(二八) これに対して、ヘーゲルは、都市市民を形式的に区割りする仕方には反対である旨を述べており、^(二九) 自治行政活動の基礎を団体(コルポラツィオン)に置いている。兩者の間に見出されるこの相違点は、ヘーゲルが市民社会と

国家との関係に於てコルポラツィオンに与えた位置付けの重要度に由来する。この事は自治行政組織に対して行なわれる、執行権に基づく統治を検討することを通じて明らかとなる。

五 統治、或いは、国家監督

コルポラツィオンの行なう自治行政が、中世都市に観られたような自治(Autonomie)―独立した法人格として、市参事会・市長といった行政機関が行政権、裁判権、軍事権等行使する都市自治―と同様なものとして規定されるなら、其は国家の中に小国家を形成することを意味し、或いは、曾ての神聖ローマ帝国と同様の国制を形成するに至る。このような事態を惹起しない為の制度面での保障が、シュタイン及びヘーゲルに於て共に、コルポラツィオン(シュタインの場合には、都市参事会)に対する国家監督(Staatsaufsicht)である。

シュタイン都市自治法には、都市を言わば小共和国と

せしめない為に、国家監督の条項が盛り込まれている。其によると、旧来より都市の有していた行政権 (Polizeigewalt) や裁判権は、共に国家に固有のものとして、国家に帰属せしめられ、前者の運営は改めて都市行政に委任された(§166)。この事は、都市参事会が国家官庁に從属する機関となることを意味する。又、選挙で選出された参事会員は、政府の認証を得なくてはならず、即ち、参事会員は州の行政官庁による承認を得なくてはならない(§52)。そして、大都市の市長の場合、議会は三名の推薦者を政府に提示し得るだけである。⁽¹¹⁷⁾

同様にヘーゲルは、自治行政によって国家の中に国家が形成されることがあってはならない、と考える。即ち、「コルポラツイオン」は、一面では、国家の中の独立した団体 (selbständige Association) であるが、然し、コルポラツイオンが国家の中の国家と成るということは防止されるべきであつて、コルポラツイオンは全体に從属しなくてはならず、…全体によって規定されねばならない。⁽¹¹⁸⁾ その理由としてヘーゲルが述べるところでは、コルポラツイオン其々が国家から完全な独立性を得てしまふな

ら、それは、中世に観られた原子論 (Atomistik) の支配する社会を(再び)形成することを導き、共同的事柄への配慮は顧みられなくなつてしまふからである。⁽¹¹⁹⁾

かくして、ヘーゲルはコルポラツイオンを(政治的)国家の執行権の許に置く。そして、コルポラツイオンの行なう活動が自治行政であるのに対して、それに対する執行権の働き掛けを、統治乃至は行政管理 (Verwaltung Administration) とする。ヘーゲルによると、それは「普遍的な国家利益と法律的事柄とを、此等〔コルポラツイオンの―引用者〕特殊な諸権利の中でしっかりと維持し、後者を前者に連れ戻すこと」⁽¹²⁰⁾ つまり、執行権の遂行者(官僚)により、各ゲマインデ、コルポラツイオン等に対し、その活動に対する管理の行なわれることである。⁽¹²¹⁾

ヘーゲルの言う自治諸団体への監督として先ず挙げられるのは、シュタイン都市自治法と同様に、選出された自治行政担当者、政府が認証し、その職務に任命することである。⁽¹²²⁾ そして次に、全体を見渡す視点から、政府が各自治団体の活動に対して制限や配慮を行なうことである。

認証に関してヘーゲルは、其処に、自治行政担当者が選挙を通じて選出されるということと併せて、自治行政が遂行されるに際しての権威付けを觀ている。^(三六)

制限や配慮に関しては、執行権が自治団体に対して如何なる権限を有するのか、ヘーゲルの論述は具体的ではないが、総じて、執行権の遂行者たる官僚は各自治団体の行政活動に対して、此を統括・指示する大きな権限を有するものとされているようである。即ち、ヘーゲルは、執行権によつて「普遍的な国家利益と法律的事柄とを、〔コルポラツイオンの有する―引用者〕これら特殊な諸権利の中で確立すること」^(三七)が為されねばならない、と述べており、また、国家官僚と各自治団体との間には衝突^(三八) (Zusammenstoßen)が起り得ると考えているからである。先に概観したように、ヘーゲルは、斯かる対立を言わばネガティブに捉えてはいない。即ち、ヘーゲルは、市民社会の諸団体がその特殊性に重きを置いた活動を行ない、此に対して統治権乃至国家行政が関与することに、市民と国家との両者がコルポラツイオンを介して結びつく「人倫的側面」を觀ている。次に觀るように、この点で、ヘー

ゲルは統治に、国家の中の国家を形成することを回避するという消極的意義ではなく、寧ろ積極的意義を認めているのである。

六 公民と「国民」

自治行政を行なう団体としてのコルポラツイオンとは、その権限の行使が政治的国家によつて権利として認められているひとつの自立的な法的な人格主体であると云える^(三九)が、ヘーゲルによると、斯かる主体としてコルポラツイオンは一方で、それぞれの特殊な利害―従つて、諸個人の特殊性―への配慮を行ないつつ、他方では、自治行政を行なう組織として活動を行ない、それらを通じて、国家全体の普遍的利害の促進に寄与する。ヘーゲルのいう「団体精神」は、諸個人がこのことを自覚する時に成立する。つまり、ヘーゲルに即して更に云うと、コルポラツイオンの成員としての諸個人は、斯かる法的な人格主体としてのコルポラツイオンによる自治行政に参与することを通じ

て、自分達の行なう特殊な活動が、国家全体の普遍的活動の中に主体的なものとして認められていることを見出し、自分達の活動が、特殊なものであると同時に、普遍的なものでもあることを知る。それ故、ヘーゲルは、諸個人は「自分のコルポラツイオーンの中に、自分が共に行政活動を行ない、自分の特殊性を普遍的なものの中へ移し入れるところの、国家を見出す」と云うのである。

コルポラツイオーンの中に諸個人が見出す国家は、コルポラツイオーンが、其処に於て特殊な諸個人の活動が専ら行なわれる特殊な領域の共同体であるという意味で、そしてまた、限られた範囲に於る人倫の理念の実現(第二節参照)する場であるという意味で、先ず、「特殊な国家」と規定される。然しながら更に、諸個人は、法的主体としてのコルポラツイオーンの中で自分達の行なう自治行政活動を通じて、其処に、国家の普遍性をも見出す。即ち、この時成員は、コルポラツイオーンの内に見出していた自らの主体的人格性の実現が、普遍的國家に於て実現されていることを見出す。此処に於て成員の内に実現している自由の意識は、國家の行政活動との媒介を通して、國家に於る自

由の実現として自覚されている、といつて良からう。そして、かかるものとしての諸個人が、自分の特殊な目的を追求するのみならず、其を通じて見出される普遍的な事柄を、自分自身にとつての目的として引き受け、その実現を目指す公民に他ならない。

ヘーゲルは民主制を立憲君主制の諸契機の一つとして挙げているが、コルポラツイオーンによる自治行政の中に、その原理が働いているとしている。民主制の原理とは、ヘーゲルによれば、「どの個人もが自分は自由であると観ている」ことであり、自治行政に於て諸個人は「共に統治する(Entscheiden)」ことを通じて、普遍的自由の意識を獲得し得る。そして、この原理に則つて「どの主体もが自分を自分で規定し、自分の洞察に基づいて自分の心性を自ら作つて行く」。

諸個人は、その相互の関係の中で、主体的自由を実現していることを承認し合う。つまり、この時諸個人は同時に、自分達にとつて普遍的な目的であり、「善」であるところの義務も、その関係の中に「本質的なものとして」現象していることを承認している。即ち、この関係に

於て諸個人は、相互に他者にとって本質的なものとして関係し合い、それ故、「人倫的実体」に関係する。何故なら、諸個人其々に於て、理念の統一態としての人倫性はコルポラツイオンを介して実現しており、この関係全体が、ヘーゲルの論理では、人倫の理念が諸個人に「実在化 (realisation)」したものである。そして、諸個人がコルポラツイオンの成員として行う自治活動を通じて自分達の人倫性を把握する時、諸個人は、自分達を支える実体としての人倫を国家として把握する。この意味で公民は、自分達の特殊性の追求の為の活動を常に、普遍性の観点から把握する。

公民としての個人とは、ヘーゲルに於て、国家の中での普遍的生を自ら送る個人を云うが、ヘーゲルの考えるところでは、かかる生を送り得るのは諸個人が「政治的心性」を獲得し、且つ、国家の中で存立する「諸制度」が「有機組織 (Organismus)」として構成されることによる。先ず、国家の有機組織化であるが、それは「国家の理念に於る本質的契機」を成す諸個人が政治的(四七)国家の許に組織化されること、そしてまた、かく組織化された諸個人の活動によつ

て、政治体制 (politische Verfassung) が維持されることを言う。この組織化とは、執行権に限って言うなら、ポリツァイとコルポラツイオンとが、自治活動を行なうものとして、執行権の監督下に組織化されることであることは、此迄観たところから明らかであろう。

ヘーゲルによると、有機的に組織化された国家を通して、公民としての諸個人はその「政治的心性」(四八)、即ち、「愛国心 (Patriotismus)」に、その内容を与えられる。ヘーゲルに於る愛国心とは、諸個人がその日常生活を送る中で得て行く確信、つまり、自分達の帰属する共同体は、自分達自身を支える基礎であり、且つ、自分にとっての目的である、という、素朴とすら云えるような、確信乃至は信頼である。ヘーゲルは、かかる確信が諸個人に生ずるのは(家族や)コルポラツイオンが、実体としての国家に支えられていることの結果である、と考える。かかる愛国心を有する公民としての諸個人には、「私の実体的で特殊な利益が、或る他者の(此処では国家の)利益と目的の内に、即ち、個としての私に対するこの他者の関係に含まれ維持されている」という意識(四九)が育まれている。この時、諸個人に

とつて他者である国家は「他者ではなくなる。私は、自分の利害や幸福が、国家の目的でもあるということ」^(五)を知るからである。

ヘーゲルは、愛国心をこのように規定することによって、国家全体を堅固な有機組織体として構築し得ると考えている。ヘーゲルに於て愛国心と政治体制とは其々、普遍的精神が主体（主体的実体性）と客体（客体的実体性）とへ展開し、現象したものととして把握されている。即ち、ヘーゲルが幾分比喩的に述べるところでは、この精神は、「自分自身の中でひとつの過程である。即ち、自己を自己の内で分節化し、自己の中に区別を立て、この区別を通して広がり行き、自らを循環する」^(六)。この精神は国家の諸区別項―諸権力や諸職務、諸活動―から、コルポラツィオンを通じて諸個人の中に愛国心という心性を形成し、しかもこの素朴な心性は国家全体を指向しており、且つこれを支えるものとなっている。というのは、「愛国心は国家の諸制度の成果である。然し同様に、この心性は原因でもあって、この心性を通じて、そして、この心性に基づいて、国家はその活動を維持する」^(七)からである。

ヘーゲルは、自分の生きている時代の国家の原理とは、市民が自由な主体的活動を行なつてその特殊性を發揮しつつ、その市民の活動に国家の普遍性が貫かれ、市民が普遍性を自らの活動の目的とすることである、ということを通じて、^(八)ヘーゲルによると、国家とのかかる媒介を通じて、市民の内を生ずる普遍的実体への信頼は、「国民であることの誇り(Nationalstolz)」という意識に転じ得る。即ち、市民は「私はプロイセン人である、とか、私はイギリス人である、という単純な意識、私はこの国家の市民であつて、私は、国家がそうであるところのものであり、国家は私の存在である」^(九)という意識を獲得する、とヘーゲルは云う。この時ヘーゲルは諸個人を、曾ては統治される客体に過ぎなかつた臣民(Untertan)としてではなく、国家と同一であるという意識を得て、統治されると同時に統治に参与するもの―「政治」に対して発言し、また、参与するもの―としての「国民(Nation)」として叙述しているのである。

終わりに

シュタインの目指した自治の理念とは、国家と結びついた全ての市民(Staatsbürger)が、自らの犠牲を厭わない自由な共同活動をしつつ、真の共同体を形成し、従順なる臣民の群れを脱して、生き生きとした国民となるということであり、そして、彼は、自治制度の実現を通して、市民の中に国家意識の形成されることを目指した、^(五五)という。

国家の再編成、そして統一国家の建設という課題を背負ったドイツ各国の状況を直接に目撃しているヘーゲルにとっても、統一国家の有り様を考えることは、彼が国家論を展開する上で、もつとも大きな問題のうちの一つであったということは、言うまでもなからう。ヘーゲル自身の発見した市民社会という「分裂態」を克服する意味での、統一された国家を議論するに際して、彼は都市自治法でうたわれた市民の自治による公共心の喚起ということに、哲学的に「人倫」的共同体を形成する手がかりを見出した、と言えるのである。そして、シュタイン都市自治法とは異なり、ヘーゲル自身は(ツンフトに代表される)コルポラ

ツイオーンという概念を、自治の基礎としているということは、ヘーゲル国家論と、フランス革命以前に由来する伝統との結び付きの問題を喚起するが、其は又、別の問題として議論しなくてはならない。

注

※本論考は、一九九六年十二月二十二・二十三日に開催されたヘーゲル研究会・京都研究発表大会(京都ヘーゲル讀書會、ドイツ観念論研究会 協賛)に於て、筆者の行なった研究発表「市民社会と国家との媒介―「国民」形成の側面―」の原稿に加筆したものである。

(一) *Die Verfassung Deutschlands*, (Erste Entwürfe, 1799-1801, Die Reinschrift, 1802 od. 03), *Werke in zwanzig Bänden*, Suhrkamp Verlag, Bd. I, S. 451ff. u. 465f.

(二) ゲルハルト・エーストライト著『帝国国制とヨーロッパ諸国家体系』参照。(三) ハルトゥンク他『伝統社会と近代国家』岩波書店所収)

(四) vgl. Brunford W. H., *Germany in Eighteen Century: The Social Background of the Literary Revival*, Cambridge, 1935, p. 297ff. und Hegel, op. cit., S. 577

(五) Hegel, [Beurteilung der] *Verhandlungen in der Versammlung der Landstände des Königreichs Württemberg im Jahre 1815 und 1816*, XXXIII

- Abteilungen, 1817, Werke in zwanzig Bänden, Suhrkamp Verlag, Bd. IV, S. 464
- (五) ヨーホルトマン著『ドイツ国制史』成瀬治訳 岩波書店 三三七—三九九頁参照。
- (六) 同書 二七六—二七七頁参照。
- (七) 同書 三四二頁。
- (八) シュタイン都市自治法の正式名称は、Ordnung für sämtliche Städte der Preussischen Monarchie。資料に Die Preussische Städteordnung von 1808, Textausgabe mit Einführung von A. Krebsbach, Stuttgart u. Köln, 1977 によった。シュタイン都市自治法に於ける市民の政治参加の政治的意義に就いては村上淳一「プロイエセンの都市自治とサウィーニー」(村上淳一著『ドイツの近代法学』東京大学出版会所収)に簡明に述べられている。
- (九) Hegel, op. cit. S. 462
- (一〇) Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse, Werke in zwanzig Bänden, Suhrkamp Verlag, Bd. VII (以下 PhR と略記) §187
- (一一) Hegel, Vorlesungen über Naturrecht und Staatswissenschaft, Heidelberg, 1817/18, Nachgeschrieben von P. Wamennann, Hamburg, 1983 (以下 Wa と略記) §72, Ann.
- (一二) Hegel, Vorlesungen über Rechtsphilosophie, 1818-1831, ed. K. Hilling, 4. Band (die Vorlesungsnachschrift K. G. v. Griesheim 1824/25) (以下 Gr と略記) S. 472
- (一三) ヘーゲルの論理概念に即して言うなら、「市民」に於ては、特殊性を追求し抽象的権利を実現する活動と内面の普遍的道德性が完全に一致することは、前者が専ら目的とされているが故に、偶然的であるに過ぎないのに対して、「公民」に於ては、普遍的なものの実現を目的とするという意味で、抽象的権利と普遍的道德性との一致—人倫性—の表現を観ている、とも言い得る。

- (一四) PhR §209 Ann.
- (一五) ヘーゲルに於て、政治的国家とは、有機的に組織化された国家であり、君主権、執行権、立法権から構成される国家を云う。
- (一六) vgl. PhR §231
- (一七) vgl. PhR §231—
- (一八) Gr S. 587
- (一九) 自治乃至は自治行政 (Selbstverwaltung) に就いて、Statistikkommission v. der Görres-Gesellschaft, Sonderausgabe der 7. völlig neu bearbeiteten Auflage, Freiburg, 1988 u. 1995) には、以下のような記述が観られる。「Selbstverwaltung」という多義的概念には、原初的には「一八世紀終り及び一九世紀を通じて」、純粹に政治的の意味では、市民が、君主の担っていた国家行政 (Staatsverwaltung) の遂行に参加すること、更には、名譽職的裁判官達の参加する許で、行政裁判所を設けることに参加すること、を意味した」(Bd. 4, S. 1164)
- (二〇) Wa §141
- (二一) Wa §156 Ann. 「ところで、官吏は、其のコルポラツィオンには自体的に諸権利がなくてはならないのだが……」
- (二二) それ故、ヘーゲルは次のように述べて、コルポラツィオンを国家と同等視をえている。即ち、「コルポラツィオンと国家とは本来同等 (gleich) であるのだが、両者は次の点で区別される。即ち、コルポラツィオンが差当りは、未だ市民社会自身の中に位置し、その目的は、社会の目的が特殊であるが故に、特殊な目的なのである」(Gr, S. 617E)。「ドイツでは、諸国家がコルポラツィオンから發生したということは、実にしばしば起こっていたのである」(Wa §125 Ann.)
- (二三) Wa §141
- (二四) PhR §289 Ann.
- (二五) シュタイン「都市条令」に関する次の記述に於ては以下の

諸研究を参照した。村上淳一上掲書、北住炯一著『近代ドイツ官僚国家の百年』成文堂、Huber, E.R., *Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789*, Bd. 1, Stuttgart, 1960 (Revidierter Nachdruck der 2. verbesserten Aufl., 1969) 'ネコト'、Heffter, H., *Die Deutsche Selbstverwaltung im 19. Jahrhundert*, 2. überarbeitete Auflage, Stuttgart, 1969.

(二六) Wa §142, vgl. PhR §288

(二七) *ibid.*

(二八)「都市条令」の検討段階では、各種団体を自治制度に組み入れることも検討されていたと云われている(北住上掲書十五頁以下参照)。猶、プロイセンに於てツンフトは、一八〇七年十月の勅令で営業の自由が認められたことにより、その存在意義を実質上奪われていたが、正式に廃止されたのは一八一〇年十月である。

(二九) vgl. Wa §121 Ann.

(三〇) 然し、此等以外の国家監督はかなり制限されており、例えば、財政に関して都市は国家の監督を受ける必要はないとされてゐる。vgl. Heffter, *op. cit.* S. 96f.

(三一) Gr S. 665

(三二) vgl. Wa §121 Ann.

(三三) PhR §289

(三四) ヘーゲルに於て裁判官は国家の官僚に属すると考えられている(vgl. Wa §144 Ann.)が、警察についても、シユタインと同様に、国家監督に帰属するものと見做されているのかどうか、明らかではない。ヘーゲルの関心は専ら、司法権と行政権との分離に向けられてゐる。

(三五) vgl. Wa §142-3 u. PhR §8, 189, 190

(三六) vgl. Wa §142

(三七) PhR §289

(三八) 講義でヘーゲルは次のように述べている、即ち、「執行権を

司る官庁(Regierungsbehörde)は、自治団体(Bürgerbehörde)を抑圧するところを好み、……とつう衝突」(Wa §143 Ann.)が起り、「上からの執行行政(„das Regieren von Oben“)は、特殊な圏が行なう、自分達の利害に配慮する協議と対峙する」(Gr S. 691)。

(三九) ヘーゲルに於て「コルポラツィオン」は、其自身の所有を有し、成員から選ばれた代表者が、その所有権の維持を行なうものとされている。PhR §288 参照。

(四〇) Wa §141 Ann.

(四一) vgl. Wa §142

(四二) vgl. PhR §273 Ann. u. Gr S. 656

(四三) Wa §135 Ann.

(四四) *ibid.* §142 Ann.

(四五) Gr S. 657

(四六) Gr S. 636

(四七) Wa §124 Ann.

(四八) vgl. PhR §§268-69

(四九) PhR §268

(五〇) Gr S. 642

(五一) Gr S. 640

(五二) Gr S. 641

(五三) vgl. PhR §260

(五四) Gr S. 641

(五五) Heffter, *op. cit.*, S. 91

Die Vermittlung von Bürger und Staat

OGAWA Seiji

Hegel unterscheidet in seiner Rechtsphilosophie ›citoyen‹ von Bürger. Jener hat das Interesse für allgemeine Dinge und nimmt an deren Zustandekommen teil; dagegen strebt dieser nach seinen besonderen Interessen. Hegel übernimmt mit diesem Unterschied, insbesondere mit der Darstellung des ›citoyen‹, eine Aufgabe seiner Zeit. Denn in Deutschland, das am Anfang des 19. Jahrhunderts in einer Zeit der Re-Organisation und Reformation von Staaten (od. Länder) stand, war es die dringende Aufgabe, eine Verbindung vom Staat und Individuen herzustellen. Hegels Auseinandersetzung nimmt sich die Bestimmungen der Selbstverwaltung von der preußischen Städteordnung vom 19. Nov. 1808 (nämlich der Steinischen Städteordnung) zum Vorbild. Durch die Selbstverwaltung bahnt die Städteordnung den Weg zur Teilnahme an der Stadt-Verwaltung, und dadurch zielt sie darauf ab, im Bürger ein Bewußtsein von Nation hervorzurufen.

Hegels Plan ist, Individuen als Bürger in einer Korporation an der Verwaltung teilnehmen zu lassen und diese Selbstverwaltung der Korporation unter Aufsicht der Verwaltung der Regierungsgewalt des Staates zu stellen. Dadurch wird nach Hegel in den Individuen der ›Korporationsgeist‹ gebildet, der die Allgemeinheit in ihrer besonderen Tätigkeit (nämlich ihrer Selbstverwaltung) entdeckt. Hegel denkt, daß in den Individuen, die Mitglieder einer Organisation der Selbstverwaltung im politischen Staat sind, der Patriotismus – das Zutrauen zu ihrem Staat – entwickelt wird, und daß dadurch der ganze Staat ein fester Organismus wird. Durch diese Orientierung der Individuen stellt Hegel ›citoyen‹ als Teil einer ›Nation‹ dar, die National-Stolz hat.

Über die Vieldeutigkeit des Begriffs der Möglichkeit bei Heidegger

Takeshi HASHIMOTO

Heidegger sagt in seinem Hauptwerk *Sein und Zeit*, daß die Möglichkeit höher als die Wirklichkeit steht. Dieser Gedanke, nämlich der Vorrang der Möglichkeit vor der Wirklichkeit, ist der Grundstein, der Grundbegriffe wie „Verstehen“ „Sorge“ „Zeitlichkeit“ usw. trägt. Aber der Begriff „Möglichkeit“ ist bei Heidegger, trotz seiner Wichtigkeit, nicht so klar und eindeutig bestimmt; dieser Begriff enthält viele verschiedene Bedeutungen in sich. Heidegger erlegt diesem Begriffe die strikte Bedingung auf, daß Möglichkeit, ohne in Wirklichkeit verwandelt zu werden, als Möglichkeit ausgehalten werden muß. Meiner Ansicht nach kann diese Bedingung nur für den existenzial-ontologischen Möglichkeitsbegriff gelten. Aber Heidegger wendet dieselbe Bedingung auch auf den existenziell-ontischen Möglichkeitsbegriff an, besonders auf den Umgang mit den Dingen. Dies hat die Schwierigkeit herbeigeführt, daß der Umgang mit den Dingen als Uneigentlichkeit betrachtet wird.